

平成28年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成28年6月8日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成28年6月8日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成28年6月8日	11時28分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	1番	松石健児	2番	大久保由美子		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 久保山晃治		(書記) 高木英斗	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	土田竜一		
	副町長	酒井英良	まちづくり課長	阿部一博		
	教育長	大串和人	建設課長	古賀浩		
	総務企画課長	熊本弘樹	会計管理者	木村司		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	内山十郎		
	税務課長	平野裕志	こども課保育園長	高木久幸		
	住民生活課長	安永宏之	まちづくり課参事	毛利博司		
	健康福祉課長	中牟田文明	教育学習課図書館長	天本洋一		
こども課長	鶴田しのぶ					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告 提案理由説明
日程第4	議案第26号	基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第27号	基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
日程第6	議案第28号	基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
日程第7	同意第2号	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第8	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）
日程第9	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）
日程第10	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第11	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度基山町一般会計補正予算（第8号））
日程第12	議案第29号	平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第30号	平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第31号	平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第15	報告第2号	基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第16	報告第3号	基山町土地開発公社の事業報告について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成28年第 2 回基山町議会定例会を開会します。

日程に入ります前に申し上げます。去る 4 月14日及び16日に発生しました平成28年熊本地震により亡くなられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災されました皆様に謹んでお見舞い申し上げます。基山町議会といたしましても、この未曾有の大震災により亡くなられた方々に哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと存じます。

皆様の御起立をお願いいたします。黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（鳥飼勝美君）

黙禱を終わります。御着席ください。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、松石健児議員と大久保由美子議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会日程案どおり、本日から14日までの 7 日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第 3 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成28年第2回定例町議会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきましてまことにありがとうございます。第2回目の議会でございます。また今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会の案件につきまして、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正について」外2件、同意案件が「基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、専決処分承認案件が「専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）」外3件、予算案件につきましては、補正予算関係が「平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）」外2件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。また、報告案件として「基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」外1件をお願いいたしております。

それでは、早速でございますけど、町政報告に移らせていただきます。

まず、町長地元意見交換会についてでございます。

4月15日から5月24日にかけて町内17地区で意見交換会を開催させていただきました。町民の皆様方から多くの意見や要望、提案などをいただきました。このことを今後検討し、町政に反映させていきたいと考えています。

次に、消防団関係についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月3日に若基小学校グラウンドで実施しました。本町消防団は、町民の方々の御協力により21名の退団者に対し、14名の新入団員と8名の支援団員を補充することができました。

また、消防団員活動に必要な規律ある統制、消防技術の向上を図ることを目的に、教養訓練を5月8日に若基小学校グラウンドで実施しました。訓練当日は、鳥栖・三養基地区消防事務組合の消防職員から指導を受け、ホース延長訓練や各個訓練、通常点検を行いました。

次に、熊本地震対応関係についてでございます。

今回発生しました熊本地震においては、本町では幸いにして大きな被害はなかったものの、自主避難所の開設に伴い、延べ23世帯56名の方が自主避難されました。また、被災地へは町

内の企業の協力のもと救援物資を搬送し、義援金につきましても取り組みを行っているところでございます。職員の派遣につきましては、熊本県西原村に3名の派遣を行い、引き佐賀県等と連携して支援してまいります。

次に、防災パトロールについてでございます。

5月25日に雨季を前にした防災パトロールを関係機関と実施しました。

土取り現場や危険箇所等の状況把握を行い、それぞれ専門的な意見を聞きましたが、特に指摘はありませんでした。今後も雨季等の災害対応に万全を期してまいります。

次に、マイナンバー関係でございます。

個人番号通知カードについては、ほとんどの世帯へ受け渡しを行っておりますが、返戻分のうち5月23日現在、役場で保管している通知カードが21世帯分となっております。この21世帯分につきましては、受け渡しのための実態調査を行っております。また、個人番号カードについては、現在、基山町での申請件数は約1,350件となっております。このうち基山町役場に届いているカードが約1,250件となっており、全ての方へお受け取りの案内を送付しております。

次に、犬の登録及び狂犬病予防注射業務についてでございます。

狂犬病予防法に基づき、集合登録及び集合注射を、4月3日と5日に基山町役場で実施しました。また、鳥栖市との連携事業として、4月7日に鳥栖市弥生が丘のまちづくり推進センターで、4月24日は鳥栖市役所で実施しております。今回の新規登録頭数は4頭、予防注射頭数は364頭となっております。

次に、放課後児童クラブの運営についてでございます。

ひまわり教室の学校開業日利用は、5月1日現在で112人、2クラス体制、コスモス教室については50人、2クラス体制で運営を行っております。また、ひまわり教室の夏季休業中の利用につきましては、ランチルームでの実施に向けて、支援員の確保を図ってまいります。

また、子どもクラブスポーツ大会は、4月17日に開催予定でしたが、前日の熊本地震により今年度は中止としました。

次に、「基山農業活性化協議会」についてでございます。

基山町の農業振興を図るため、基山町内の3集落営農組織、基山町生産組合協議会、農事組合法人ちぎりの里、株式会社きやまファーム、JAさが基山支所及び基山町が連携し「基山農業活性化協議会」を4月19日に設立しました。現在、地域で抱えるさまざまな課題や問

題に対し、既存の集落営農組織を中心に連携し、取り組んでまいります。

具体的には、基山町農業の将来像を描くため、個々の農家や地域住民の意向を踏まえた活動計画の策定や、集落営農組織の枠を超えた連携のあり方の検討と実践を行ってまいります。また、農地の流動化を促進し、耕作放棄地解消と新たな特産野菜の導入、農産物加工や六次産業化を推進する取り組みを町内農業関係者一体となって取り組んでまいります。

次に、「基山町産業振興協議会」の取り組みについてでございます。

今年は初の試みとして、大興善寺つつじ祭りにおいて、境内に産業振興協議会の販売店舗を設け、物販とお茶の振る舞いを行っていただいております。販売店の運営につきましては、ボランティアとして、つつじ祭り開催期間中延べ32名の町民の皆様に御協力いただき、基山の産業振興にあわせ「基山町のおもてなしの心」を発信できたものと思っております。

次に、「基山町創業支援事業計画」についてでございます。

基山町で創業を希望する方を支援するため、基山町商工会、福岡銀行基山支店、佐賀銀行基山支店、佐賀共栄銀行基山支店と連携し「基山創業支援ネットワーク」を構築し、5月20日に総務大臣及び経済産業大臣から基山町創業支援事業計画の認定を受けました。

今後、本事業計画により、創業者の経営、財務、人材育成、坂路開拓等の知識習得を目的として、継続的に創業支援の取り組みを行ってまいります。また、創業支援ネットワークを活用するとともに、連携して創業者の掘り起こしから創業、その後のフォローアップを行い、基山町の産業振興と定住促進につなげてまいります。

次に、地域担当職員体制の見直しについてでございます。

地域と行政がともに取り組む「協働のまちづくり」を推進するため、平成24年6月より地域担当職員制度を設けております。今回、課題解決に向けた協議をより積極的に進め、支援体制の充実を図るため地域担当職員の見直しを行い、管理職及び係長級を優先的に配置いたしました。今後も、地域と行政が積極的なコミュニケーションを図ることにより、地域の活性化及び行政運営の円滑化を図ってまいります。

次に、生涯スポーツについてでございます。

5月15日に多くの住民の参加を得まして、区対抗スポーツ大会を実施し、ソフトボール、ミニバレーボールともに熱戦を繰り広げられました。大会の結果につきましては、ソフトボールでは、Aパートで第10区、Bパートで第1区が優勝し、ミニバレーボールでは、Aパートで第10区、Bパートで第13区が優勝しました。今年度につきましても、各団体と連携

し、生涯スポーツを推進してまいります。

次に、家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付していますが、4月18日から募集を行い、現在5人槽が2件、7人槽が1件、計3件の申し込みがあります。今後も家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助について、募集を行ってまいります。

次に、道路工事についてでございます。

道工27補第5号けやき台駅通り線橋梁補修工事（バリアフリー化）につきましては、平成28年3月10日から平成28年7月11日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が8,586万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は30%でございます。

道工27補（繰）第6号黒谷線補装補修工事につきましては、平成28年3月29日から平成28年6月30日までの工期で、鳥飼建設株式会社が317万5,200円で請け負い、施工しております。現在の出来高は70%でございます。

次に、公園工事についてでございます。

公工27補（繰）第2号基山総合公園施設工事（防護柵）につきましては、平成28年3月29日から平成28年6月30日までの工期で、有限会社林重機が581万400円で請け負い、施工しております。現在の出来高は40%でございます。

次に、基山中学校校舎大規模改造工事についてでございます。

学校施設の充実は、重要な施策の一つであると考え、基山中学校校舎大規模改造工事業業につきましては、当初予算に計上し、事業推進に努めてきたところでございます。

しかし、今年度、国の事業採択に際し、残念ながら本町の事業は採択がなされず、本定例会において減額の補正予算を計上させていただいております。

今後は、次年度の事業採択に向けて全力で取り組みたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

また、普通教室へのエアコンの設置につきましては、大規模改修に先駆けて実施するため、本定例会に補正予算を計上させていただいております。

次に、小学校のお茶摘み体験学習についてでございます。

お茶摘み体験学習を総合公園西側の茶畑で5月2日に基山小、若基小の3年生約140人が、さが東部茶事業所お茶部会の方々の御協力のもと実施しました。子どもたちは手摘みのお茶

摘みを体験し、収穫の喜びを実感することができました。

次に、全国学力・学習状況調査についてでございます。

4月19日に全国学力・学習状況調査及び佐賀県の学力・学習状況調査が、学習指導要領に示されている目標や内容の実現、学習に対する意識・態度を把握し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に実施されました。速報では、小学校、中学校ともに昨年に比べ学力向上しております。今後は12月の県の学習状況調査に向けて、なお一層指導に力を入れてまいります。

次に、文化財関係事業についてでございます。

第7回基山町史編さん事業成果展として「基山の至宝展」を、基山の歴史と文化を語り継ぐ会との共催により開催しました。これは、基山町立図書館開館記念を兼ねて4月1日の新図書館開館に合わせた取り組みで、町内の遺跡から出土した代表的な考古資料の展示を行ったものです。

また、昨年度より文化庁の補助事業で取り組んでおります「文化遺産を活かした地域活性化事業」においては、「発見！きやまの歴史1 基律城のヒミツ」の次号として「発見！きやまの歴史2 荒穂の神さまと御神幸祭」を刊行するとともに、朗読会を開催するなど、郷土民俗芸能の啓発につなげたところです。さらに、同事業による文化遺産ガイドの取り組みについても、新たにメンバーを募集し、今年度も20名の会員により継続しております。

次に、図書館についてでございます。

新図書館は、4月1日に議員の皆様を初め、区長会、住民の皆様約300人に御参列いただきオープニング式典を開催し開館いたしました。

また、開館記念イベントとして4月16日にキングダム作家の原泰久さんとシンガーソングライター山田稔明さんのトークショー、4月30日にお話しサークル「まあまぼけっと」によるスペシャルおはなし会、5月5日には少年ラケット作家掛丸翔さんのトークショー、武蔵野大学客員教授竹内利明先生の講演会を行ったところでございます。

図書館の4月の入館者数は1万794名、図書貸出冊数は2万3,723冊となっております。

次に、寄附金の報告についてでございます。

基山町ゴルフ協会様より、3月7日に8万円、基山町けやき台4丁目柳洋子様より、3月8日に4万円、基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。

昨年度より、ふるさと応援寄附をいただいた方へ特産品贈呈制度を実施しました。平成27年度の寄附金額につきましては、平成28年3月末までの1年間で、2,640件、6,293万円、平成28年度につきましては、4月末までの1カ月で78件、94万円の寄附申し込みをいただきました。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～16 議案第26号～議案第28号、同意第2号、承認第4号～承認第7号、議案第29号～議案第31号、報告第2号、報告第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 議案第26号から日程第6. 議案第28号まで、日程第7. 同意第2号、日程第8. 承認第4号から日程第11. 承認第7号まで、日程第12. 議案第29号から日程第14. 議案第31号まで及び日程第15. 報告第2号、日程第16. 報告第3号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成28年度第2回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件3件、人事案件1件、専決処分承認案件4件、予算案件3件、報告事項2件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第26号 基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正についてでございます。企業の立地促進により、雇用の創出や税収の確保など、町内への定住促進や町内経済の活性化を図るため、基山町企業立地促進等に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第27号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてでございます。

企業の積極的な設備投資や立地促進により、雇用創出や税収確保など、町内経済の活性化を図るため、基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第28号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

入居者の資格にある住所要件を緩和することで、基山町への移住を希望する者についても基山町営住宅への入居を可能にし、人口増対策に資するため、基山町営住宅設置及び管理条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、同意第2号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

固定資産評価審査委員会委員の任期が平成28年6月30日までとなっており、基山町大字園部984番地、鳥飼邦弘氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案書の8ページに鳥飼氏の履歴書を記載いたしております。平成14年9月より固定資産評価審査委員会委員に就任され、現在に至っております。委員として適任者と考え御提案いたしております。任期は3年間となっております。

どうぞ御審議賜り、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

固定資産評価審査委員会条例等の一部が改正され、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の改正が急務なため、平成28年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が公布され、固定資産税の特例等に関する規定の改正が行われたことに伴い、基山町税条例の改正が急務なため、平成28年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令により基礎課税額分及び後期高齢者支援金分

に係る賦課限度額並びに軽減世帯の判定方法の改正が行われ、平成28年3月31日公布、同年4月1日に施行されることになりました。このため、法令の施行にあわせて、低所得者の国保税負担の軽減を図るとともに、税財源を確保するために基山町国民健康保険条例の改正が急務なため、平成28年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度基山町一般会計補正予算（第8号））でございます。

地方譲与税、地方交付税等の交付額確定に伴い一般会計の予算に補正が急務なため、平成28年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回、補正予算として、1億966万5,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと一般会計予算総額は、歳入歳出とも56億7,118万5,000円になります。

今回の補正予算につきましては、当初の骨格予算への肉づけ等で2億円強の増額を行いましたが、一方で、国の事業採択を受けることができなかつた基山中学校大規模改造事業の全額更正及び道路関係事業費の国庫額の大幅減額等であわせて3億円以上の減額をお願いしております。その結果、6月の補正額は、全体で1億円強の減額となっております。

補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、基山中学校の大規模改造事業についてでございます。

これは、先ほどの町政報告でも申し上げましたけど、国庫補助の事業採択を受けられませんでしたので、全額更正でございます。補正額は、事業全体で1億8,764万6,000円の減額でございます。町政報告でも申しましたとおり、次年度採択に向けてもう現在からそれに向けての努力を進めているところでございます。

次に、本桜・城の上線道路改良工事、白坂久保田2号線道路改良工事についてでございます。

これは、国庫減額に伴う減額でございます。補正額は、それぞれ4,150万円と5,400万円の減額でございます。

次に、地方創生推進交付金事業についてでございます。

これは、子育て支援事業、定住促進事業について地方創生推進交付金を申請して行う事業

でございます。補正額は、子育て支援関連が800万円、定住促進関連が3,200万円でございます。

次に、子育て・若者世帯の住宅取得補助金についてでございます。

これも、移住定住促進の事業で補正額は1,500万円でございます。

次に、基山中学校教室エアコン設置工事についてでございます。

これは、基山中学校の1年生、2年生、パソコン教室にエアコンを設置するものでございます。この工事に伴いまして、キュービクルの改修工事も必要になりますので、補正額は合わせて3,998万2,000円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第30号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正予算として、112万3,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも23億6,556万7,000円になります。

なお、補正予算の主なものにつきましては、国保財政の県単位化に向けたシステムの改修等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第31号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回、補正予算として、2,157万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額6億1,666万円になります。

なお、補正予算の主なものにつきましては、処理場の修繕料等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、報告事項でございます。今回は2件でございます。

報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 基山町土地開発公社の事業報告について

でございます。

これらについては、担当課長から説明いたします。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に担当課長の補足説明を求めます。

議案第26号及び議案第27号の補足説明を求めます。土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

それでは、議案第26号 基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正について及び議案第27号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正につきまして御説明いたします。

まず、本2つの条例の改正につきましては、基山町における企業立地促進策及び支援策を一体的に整備し、また町内外に発信することにより、民間主導での立地を促進するものと考えております。特に基山町では産業用地が不足していることから、総合的な施策をとる必要があると考えておりました、新たに企業を誘致するのみならず、既に立地している企業の競争力強化に資する支援策が必要であると考えているところでございます。

まず、議案第26号につきまして御説明をいたします。

説明につきましては、議案及び資料の議案補正予算関係及び議案関係の追加分ということで説明させていただきますが、主に議案関係の追加分をもって説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、議案では1ページをお開きいただきたいと思います。それと、議案補正予算関係の資料では1ページでございます。追加分で、これも1ページでございます。よろしく申し上げます。

それで、追加分のほうで御説明いたしますが、今回の改正の概要でございますが、拡充と追加、創設の3本の柱となっておりますので、よろしく申し上げます。

1点目の現行制度の拡充でございます。

まず、現行の制度につきましては、対象業種を製造業のみとしておるところでございますが、これに道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、ビジネス支援サービス業、コンタクトセンター運營業及びバックオフィス運營業を追加いたしまして8業種へ拡大したいと考えております。

2点目に、投資額要件を業種ごとに設定いたします。また、製造業につきましては、現行の2億円以上を1億円以上に緩和するということで考えておりました、製造業にあっては投資額要件1億円以上、物流業（道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業）にあっては1.5

億円以上、ビジネス支援サービス業、コンタクトセンター運営業、バックオフィス運営業につきましては1,500万円以上としているところでございます。

なお、既存の現行制度の中では雇用要件の変更は行わず、常時従業者10名以上としているところでございます。

2点目でございます。申しわけありません、1点訂正をさせていただきたいと思っております。ここの項目の中に「佐賀県企業立地推進」と書いておりますが、これは「促進」の誤りでございます。申しわけございませんが、訂正をよろしくお願いいたします。

ここで、特区制度活用のための奨励措置の追加ということでございますが、現在、佐賀県のほうは企業立地促進特区制度を持っておりますけれども、今現在の基山町の条例では、この特区制度の活用ができません。そこで、この佐賀県の奨励措置制度における特例対象者（特区の優遇措置を受ける者）としての奨励措置を受けるために、先ほどの対象業種の拡大、投資額要件等の業種ごとの設定を行っているところでございます。

3番の投資額要件につきましては、先ほどの現行制度拡充分の倍、逆に言いますと、県の特区制度の半分を現行制度の拡充分として充てた分でございます。

2ページでございます。

(4)、ここの雇用要件につきましては、新規地元雇用者数を要件としておりまして、それぞれ製造業、物流業、バックオフィス運営業は新規地元雇用を10人以上、ビジネス支援サービス業は5名以上、コンタクトセンター運営業は20名以上となっております。

それで、10年以上の操業が見込まれる場合を対象といたしまして、進出協定以降2年以内に操業を行うことを条件としております。

それで、この10年という部分でございますが、奨励措置の中で固定資産相当額を5年間交付し、その後5年間は2分の1相当額を交付するという内容でございます。

それともう1つ、この特区要件を満たす場合には、企業立地促進特区補助金として、町の補助金として設ける必要がございます。アの雇用に関する補助金、イの単年度型、ウの複数年度型、それぞれの補助金を設けておるところでございます。それで、最高額が4,500万円ということで設定しておるところでございます。

3本目の柱といたしまして、もう1つ、町内企業、資本金1億円以下の基山町に本社が所在する事業者または創業者を対象として、設備投資の補助金を創設しておるところでございます。

ここで「創業者」と加えておりますのが、このたび5月20日に基山町創業支援事業計画を認定いただいたところでございますので、そこの施策の整合を図るという観点から、ここに「創業者」を入れているところでございます。

対象業種につきましては、企業立地促進の条例の改正とあわせまして、ここを同一にしておるところでございます。

投資額につきましては、1,500万円以上というものをもって、この設備投資に対する補助を入れていきたいということで、補助対象の経費の3分の1を交付するというので、限度額1,500万円を考えているところでございます。

企業立地促進等に関する条例の改正に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第27号の基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について御説明いたします。

この法律名につきましては、企業立地促進法ということで短縮しまして説明をさせていただきます。

追加資料分の17ページをお開きください。議案では4ページでございます。

まず、この企業立地促進法の法のたてつけのところを前段で書かせていただいておりますが、平成19年に経済産業省のほうからこのガイドラインが公表されているところでございます。現在、基山町では、鳥栖・基山基本計画を定めまして、この法の適用を受けられる体制にはなっておるところでございます。

ここの17ページに書いておりますのは、特例措置を受ける制度概要ということで説明させていただいているところですが、この基本計画を定め、下の段ですね、同意企業立地重点促進区域を定めまして、本条例の中で緑地緩和等の特例措置を設けるということになっております。

ちなみに、この基本計画を定めると、ほかの特例措置としましては課税の特例であったり、低利融資制度、地方交付税措置、もう1つが共同施設等の整備に対する補助が受けられる制度になっておるところでございます。

18ページでございます。

それで、鳥栖・基山の基本計画につきましては、初回同意を平成22年3月22日に行っておりまして、最終変更同意を平成26年4月1日で行っているところでございます。ここに書い

ておりますが、10条でございますが、アンダーラインを記載しているところを読ませていただきますと、この同意基本計画を定めた場合、同項第3号に規定する区域の存する市町村について、同意企業立地重点促進区域における製造業等に係る工場または事業場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関しまして条例で、次項の基準の範囲内において定められるということでございます。

それで2項でございますが、それをもとに、今回、当該緩和をする区域につきましては、丙種区域として設定をしたいと考えているところでございます。

19ページでございます。

ここでは県内の状況を示させていただきました。先ほど申しましたように、同意基本計画の設定区域内においてできる特例措置でございますが、佐賀県におきましては、5つの基本計画同意区域がございます。それで、鳥栖・基山地域、佐賀市地域、神埼・三養基西部地域、伊万里・武雄・有田地域、唐津市地域というふうになっておりまして、鳥栖市を除けばこの基本計画を定めたところは全て緑地緩和の条例を入れているところでございます。

今回、基山町が昨年3月議会におきましてグリーンパークの緑地緩和を乙種地域として10%、15%としておりますが、今回御提案している3地域、工業団地につきましては、丙種地域としまして緑地面積を20%から5%、環境施設面積を25%から5%というふうに定めたいと考えているところでございます。

最後に、町内の他工業団地等の緑地緩和率の検討方向ということで記載させていただいております。

今回の緑地緩和の方針につきましては、ここにあります3つの中の一つというふうに捉えていただければと考えておりますが、基山グリーンパークにおきましては、工場団地特例によりまして各企業の緑地配置義務ということはありません。そういうことで、当該緑地面積率を今後もまた緩和し、指定する町有地を産業用地として活用することで検討する予定でございます。

2点目に、鳥栖北部丘陵新都市鳥栖地区の一部（弥生が丘）でございますが、これにつきましては、鳥栖市と一体となって団地を形成しておりますので、今後、鳥栖市と協議の上、今回設定の面積率と同程度の緩和を検討する予定でございます。

それと、町内には同意基本計画に含まれていない工場がございます。この含まれていない工場といいますのは、企業立地促進法では地番の指定をする必要がございますので、その地

番指定をやっていない工場ということでございます。これにつきましては、工場立地法が平成29年4月に改正して施行される予定でございますので、今回設定の面積率と同程度による緩和を検討する予定でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

議案第28号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第28号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について補足説明をいたします。

議案6ページをお願いいたします。また、資料の6ページをお願いいたします。またさらに、資料の追加分22ページをお願いいたします。

まず、この改正につきましては、基山町の移住を希望する者につきまして入居を可能とするための住所要件の緩和となっております。

まず、追加資料の22ページへ県内の住所要件の状況を記載しております。現時点、住所要件がない市町が12となっております。

続きまして、資料6ページによりまして新旧対照表で御説明をいたします。左側が改正後となっております。

（入居者の資格）第6条第1項中、「具備するほか、町内に住所又は勤務場所を有する者」とありますのを「具備する者」に改め、住所の資格要件を改正するものでございます。

附則、この条例は、平成28年7月1日から施行するものです。

以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

承認第4号及び承認第5号の補足説明を求めます。平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案書の9ページ、それから資料の7ページをお願いいたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例のうち、固定資産評価審査委員

会条例の一部改正に係る附則を改正するものでございます。

議案資料の7ページの新旧対照表をごらんください。

この内容につきましては、国の見解で再度、固定資産評価審査委員会条例（例）等の一部が改正をされ、条文の見直しがなされたものでございます。

改正の趣旨といたしましては、地方税法の規定に置きかえることにより表現の適正化及び運用の明確化を図るものでございます。

施行期日は、平成28年3月31日となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議いただき御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の12ページと資料の8ページをお願いいたします。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）でございます。

平成28年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する等の法律が本年3月31日に交付されたことに伴う税条例の改正でございます。

資料の8ページをお願いいたします。新旧対照表で説明をさせていただきます。

第56条につきましては、独立行政法人の統合に伴う規定の整備でございます。

次の9ページの第59条につきましても、同様の規定整備となっております。

次に、附則第10条の2ですが、第4項につきましては、号ずれに伴う整理でございます。

第5項から第8項につきましては、今回、新たに課税標準の特例割合の規定を設けるものでございます。

内容につきましては、11ページの平成28年度の税制改正における「わがまち特例」の導入の資料で説明をさせていただきます。

11ページでございますが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について見直し、わがまち特例を導入した上で、適用期限を2年延長することとなります。これは、地方税法附則第15条第33項の改正に基づくものでございます。

中段の表をごらんください。

設備区分ごとに、地方税法に規定された特例率があり、町税条例で規定する特例率は、太陽光及び風力については3分の2、水力及びバイオマスについては2分の1としております。

欄外に注意書きを入れておりますが、特例対象となる太陽光発電設備は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象外（自家消費型）であって、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した設備に限るとなっております。

また、太陽光発電設備以外につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限るとされております。

資料9ページのほうにお戻りいただいて新旧対照表ですが、今申し上げました内容が第10条の2の第5項から第8項になっております。第5項が太陽光、第6項が風力、第7項が水力、第8項がバイオマスの規定となっております。

10ページをお願いいたします。

最後に、附則第10条の3につきましては、省エネ改修を行った住宅について、減額措置を受ける場合の規定の整備でございます。これら施行期日は全て平成28年4月1日となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議いただき御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

承認第6号の補足説明を求めます。安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

承認第6号につきまして補足説明をいたします。

議案書の16ページをお願いいたします。

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分を行いましたので、その報告を行い、承認を求めるものでございます。

17ページをお願いします。

専決処分書の写しでございます。条例の改正は議会の議決事項でございますが、議会を招集していただく時間的いとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行わせていただいております。

専決処分の理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令により国民健康保険税の基礎課税分及び後期高齢者支援金分並びに軽減世帯の判定方法の改正が行われ、この法令が平成28年3月31日に交付をされ、翌日の4月1日に施行されることとなりました。

このため、法令の施行にあわせて、低中所得者層の国保税負担の軽減を図るとともに、税財源を確保するために基山町国民健康保険条例を改正することが急務であったために専決処分を行ったものでございます。

次のページが改正分でございますけれども、新旧対照表によって説明をさせていただきます。

資料の12ページをお願いいたします。

第8条につきましては、国民健康保険税の賦課限度額の規定でございます。

第2項の改正は、基礎課税額についての賦課限度額を52万円から54万円へ改正するものでございます。

第3項の改正は、後期高齢者支援金分について賦課限度額を17万円から19万円へ改正するものでございます。

第31条第1項は、軽減後の賦課限度額の規定でございます。第8条の改正と同様に、基礎課税額を54万円に、後期高齢者支援金分を19万円に改正するものでございます。

同項第2号につきましては、国保税の5割軽減の規定でございます。5割軽減を判定する場合に、33万円に保険者1人当たり26万円を加算して判定を行っていたものを、被保険者一人につき26万5,000円を加算して判定を行うように改正をするものでございます。

13ページの第3号では、国保税の2割軽減の規定でございます。2割軽減を判定の場合に、33万円の被保険者一人につき47万円を加算して判定を行っていたものを、被保険者一人につき48万円を加算して判定を行うように改正するものでございます。

この2号、3号の改正により、国保税の軽減世帯の拡充を図ったものでございます。

補足説明は以上でございます。

なお、県内全ての市町が同様の改正を専決処分によって行っているところでございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

承認第7号の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、平成27年度基山町一般会計補正予算（第8号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の19ページ、20ページをお願いいたします。

まず、専決処分の理由といたしましては、歳入につきましては主に地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税などの交付決定が3月末となったこと、また、対象事業費の確定によりまして町債の減額や地方創生加速化交付金事業の交付決定の結果、国庫支出金が減額となったこと等でございます。

また、歳入につきましても同様に、加速化交付金の交付決定によりまして事業費が減額になったこと等によりまして予算に補正が急務となりました。そういうことが理由でございます。

地方自治法第179条第1項に規定をされておりますように、議会を招集する時間的余裕がないということで、平成28年3月31日付で専決処分を行わせていただいておりますので、その承認をお願いするものでございます。

議案書の21ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額から272万3,000円を減額し、総額をそれぞれ65億8,910万円とするものでございます。

22ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なものを申し上げます。

主に2款の地方譲与税に584万1,000円、5款. 株式等譲渡所得割交付金に393万6,000円、6款. 地方消費税交付税に8,721万6,000円、13款. 国庫支出金に256万2,000円、14款. 県支出金に337万6,000円、次のページになりますけれども、19款. 諸収入に454万5,000円の増額を、また、20款の町債に260万円の減額をお願いし、また、前のページになりますけれども、17款. 基金繰入金を1億9,737万3,000円減額することで財源調整を図らせていただいております。

24ページをお願いいたします。

歳出でございます。主に3款. 民生費に214万2,000円の増額を、2款. 総務費に176万4,000円、7款. 商工費に250万円の減額をお願いし、14款. 予備費を72万1,000円減額することで財源調整を図らせていただいております。

25ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費の補正でございます。本年第1回定例会に追加議案のお願いをし、補正予算と繰越明許の議決をいただきました地方創生加速化交付金事業につきましては、国の交付決定の結果、ここに上げております2つの事業のうち、2款. 総務費の甘木鉄道を

生かした地域創生事業の申請額153万6,000円につきましては、採択をされませんでしたので事業費をゼロへ、また、7款. 商工費の魅力ある空間形成プロジェクト事業につきましては、事業費4,350万円から4,100万円への減額をお願いいたしております。

26ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正でございます。対象事業費の減等によりまして、義務教育施設整備事業債につきましては3,160万円から3,140万円へ20万円の減額、一般補助施設整備等事業債につきましては2,780万円から2,700万円へ80万円の減額、地域鉄道対策事業債につきましては290万円から130万円へ160万円の減額をお願いいたしております。

それでは、内容につきまして、事項明細書により説明をさせていただきます。

平成27年度基山町一般会計歳入歳出予算（第8号）事項別明細書、8ページをお願いいたします。

6款1項1目1節. 地方消費税交付金でございます。一般財源分としまして927万5,000円の減額、社会保障財源分として9,649万1,000円の増額をお願いいたしております。

10ページをお願いいたします。

9款1項1目1節. 地方交付税でございます。特別交付税として8,782万8,000円の増額をお願いいたしております。この増額によりまして、特別交付税の総額は1億3,621万9,000円となります。

12ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金でございます。保育所運営費負担金として695万8,000円の増額をお願いいたしております。額の確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、8目. 総務費国庫補助金でございます。1節. 総務費補助金に地方創生加速化交付金として453万6,000円の減額をお願いいたしております。これは、第1回の定例会でお願いをしておりました地方創生加速化交付金事業の交付決定による減額でございます。

14ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金でございます。1節. 児童福祉費負担金に保育所運営費負担金として337万6,000円の増額をお願いいたしております。額の

確定によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

17款．繰入金、1項．基金繰入金でございます。1目．減債基金繰入金、2目．財政調整基金繰入金、3目．公共施設整備基金繰入金につきましては、それぞれ減額により財源調整をさせていただいております。

17ページをお願いいたします。

19款．諸収入、5項3目2節．雑入でございます。新市町村振興宝くじ収益金公共として446万2,000円の増額をお願いいたしております。額の確定によるものでございます。

18ページをお願いします。

20款1項．町債でございます。7目．総務費、2節．地域鉄道対策事業債として160万円の減額をお願いいたしております。これにつきましては、県への申請の結果、事業費の一部に起債対象外経費の認定がされましたので、それに伴う事業債の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページをお願いいたします。

2款．総務費、1項．総務管理費、6目．企画費でございます。19節．負担金補助及び交付金に甘木鉄道を活かした地域創生事業負担金として153万6,000円の全額更正をお願いいたしております。これにつきましては、地方創生加速化交付金の不交付決定による減額でございます。

20ページをお願いいたします。

3款．民生費、2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費でございます。20節．扶助費にたんぼぼ保育園運営費として163万7,000円の増額をお願いいたしております。確定によるものでございます。

21ページをお願いいたします。

7款1項．商工費、1目．商工総務費でございます。15節．工事請負費に空き店舗改修工事として135万円の減額、モール商店街街路整備工事として35万円の減額をお願いいたしております。これも地方創生加速化交付金事業のうちの魅力ある空間形成プロジェクト事業の交付決定による事業費の減額でございます。

19節．負担金補助及び交付金に魅力ある空間形成プロジェクト補助金についても同様に100万円の減額をお願いいたしております。

26ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。今回、72万1,000円を減額し、財源調整を図らせていただいております。

以上で基山町一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第29号の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額から1億966万5,000円を減額して、総額を56億7,118万6,000円とするものでございます。

議案書の28ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、国の補助事業によりまして実施する計画で当初予算をお願いをしておりました基山中学校の大規模改造につきまして、国の事業採択がなりませんので、歳入歳出ともに減額をお願いいたしております。また、道路関係の国庫補助金についても要望額に対しまして大幅な減額の内示となっております。これにつきましても減額をお願いし、先ほど町長の町政報告にもありましたように、合わせて3億円以上の減額をお願いいたしております。

それから、これも町政報告でありましたように、肉づけ等の予算によりまして2億円強の増額をお願いし、合わせまして1億円強の減額となっているところでございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入につきましては、13款の国庫補助金を8,678万9,000円、20款. 町債を1億5,330万円減額をし、14款の県支出金を620万円、16款の寄附金を150万円、19款の諸収入を3,966万2,000円増額をし、基金繰入金を8,250万円増額をすることで財源町政を図らせていただいております。

29ページ、30ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款. 総務費を6,177万7,000円、6款. 農林水産業費を

1,008万5,000円、7款。商工費を1,309万円、9款。消防費を306万5,000円増額し、4款。衛生費を307万1,000円、8款。土木費を8,331万2,000円、10款。教育費を1億1,266万9,000円減額し、予備費を92万3,000円増額することで財源調整を図らせていただいております。

31ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正でございます。平成28年第1回定例会におきまして、平成28年、平成29年度で継続費の設定をお願いし、国庫補助を受けまして事業実施の計画をしておりました基山中学校大規模改造事業につきましては、町長の町政報告にもございましたように、今年度、国の補助事業の採択が得られませんでしたので、基山中学校大規模改造事業につきましては継続費について補正をお願いいたしているところでございます。

平成29年度以降の国庫補助につきましては、今後の採択に向けて取り組んでまいりますけれども、現段階では金額等について不透明な状況でございますので、一旦ここで継続費について排除させていただくということでお願いをいたしております。

32ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。平成27年第3回定例会においてお願いをいたしておりました内部情報系システム事業につきまして、事業期間の変更と事業費の変更によりして補正をお願いするものでございます。1年間の延長と786万円の増額をお願いいたしております。

33ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。まず、上段の地方道路等整備事業債でございます。国の内示によりまして、補助事業の減のために7,750万円から3,480万円へ4,270万円の減額をお願いするものでございます。

下段の義務教育施設整備事業債でございますけれども、これは国の事業採択がございましたので、1億1,060万円の全額更正でございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

平成28年度基山町一般会計歳入歳出補正予算（第1号）の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。11款。分担金及び負担金、2項。負担金、1目。民生費負担金でございます。1節。社会福祉費負担金に、鳥栖・三養基地区手話奉仕員養成講座運営費負担金として新しく56万2,000円をお願いいたしております。これは、鳥栖・三養基地区の1市3町

で行う手話奉仕員養成講座の運営を本町が行うことになりましたので、基山町以外の市町からの負担分ということで負担金を算入しております。

4 ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、3目. 土木費国庫補助金でございます。1節. 道路橋梁費補助金に道路事業費国庫補助金として6,956万円の減額をお願いいたしております。これは、国庫補助の割り当て内示による減額でございます。この結果、当初の1億2,066万7,000円から5,110万7,000円となるものでございます。補助率は55%で変更はございません。

4目. 教育費国庫補助金でございます。2節. 中学校費補助金に大規模改造（老朽）事業補助金として3,800万円の減額をお願いいたしております。これは、国庫補助の事業採択がなりませんので全額更正でございます。

8目. 総務費国庫補助金でございます。1節. 総務費国庫補助金に個人番号カード交付事業費補助金として117万円の増額をお願いいたしております。社会保障・税番号制度導入に伴う個人番号カードの交付に対する補助金でございます。

また、地方創生推進交付金として新しく2,000万円をお願いいたしております。これは、国の認定を受けた地域再生計画に記載された地方の自主的、主体的で先進的な事業の支援のための交付金で、補助率は2分の1でございます。現在、本町では認定に向けた作業を進めているところでございます。

5 ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、2項. 県補助金、1目. 総務費県補助金でございます。6節. 地域活性化事業費補助金にさが未来スイッチ交付金として新しく379万円をお願いいたしております。これは、人口減少やこれに伴う地域の活力低下の地域を対象に集落等の維持や活性化、地域コミュニティの充実強化を目的とした事業でございます。補助率、これも2分の1でございます。

4目. 農林水産業費県補助金でございます。1節. 農業費補助金にさが園芸農業者育成対策事業費補助金として新しく52万9,000円をお願いいたしております。これは所得向上に向けた収量、品質の向上や、低コスト化、規模拡大など、収益性の高い園芸農業を確立するための事業でございます。補助率3分の1でございます。

また、農業経営力向上支援事業費補助金として新しく40万円をお願いいたしております。これは、地域の中心となる経営体の育成確保のための農業経営の法人化を支援するもので

ざいます。

6 ページをお願いします。

3 項. 委託金、5 目. 教育費委託金でございます。1 節. 中学校費委託金、2 節. 小学校費委託金に活用力向上研究指定事業委託金として新しく25万円と50万円をお願いいたしております。これは、県が指定する小・中学校は国語、算数、数学を中心に各教科における基礎的、基本的な知識や技能の習得とあわせて、授業における実践的研究を行い、教員の指導力向上と児童・生徒の学力向上を目指す事業でございます。

7 ページをお願いいたします。

16 款 1 項. 寄附金、1 目. 教育費寄附金でございます。3 節. 社会教育費寄附金として150万円をお願いいたしております。

8 ページをお願いいたします。

17 款. 繰入金、1 項. 基金繰入金、2 目. 財政調整基金繰入金に5,300万円、3 目. 公共施設整備基金繰入金に2,900万円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

9 ページをお願いいたします。

19 款. 諸収入、3 項. 貸付金元利収入、4 目 1 節. 基山農業活性化協議会貸付金元利収入に元金として570万円をお願いいたしております。これは、今回の補正予算におきまして国の補助を受けて農山漁村振興交付金事業を行う基山農業活性化協議会へ所要の事業資金として貸し付けを行うものでありますけれども、その返還金でございます。

10 ページをお願いいたします。

4 項. 受託事業収入、2 目. 教育費受託事業収入でございます。1 節. 文化財調査受託事業収入に野入遺跡発掘調査受託事業収入として1,730万円をお願いいたしております。これは、本町の野入地区へ企業進出の申し出がございましたので、埋蔵文化財調査が必要となります。この埋蔵文化財調査と申しますのは、本町が行いまして、その費用全額について原因者負担となりますので、受託事業収入として補正をお願いいたしているところでございます。

11 ページをお願いいたします。

5 項 3 目 2 節. 雑入でございます。主なものについて説明をさせていただきますと、まず、消防団退職報償金として398万4,000円をお願いいたしております。今回、退職団員の団員数が確定をいたしましたので、お願いをしているところでございます。

次に、4段目となりますけれども、コミュニティ助成事業補助金として1,240万円をお願いいたしております。これは、宝くじの助成事業に係るもので、コミュニティバスの停留所のベンチ設置工事と、16区の椅子、テント等についての助成でございます。

12ページをお願いいたします。

20款1項. 町債、1目. 土木債でございます。7節. 地方道路等整備事業債に4,270万円の減額をお願いいたしております。これは、国庫と同じように内示による減額でございます。

5目. 教育債でございます。2節. 義務教育施設整備事業債に1億1,060万円の減額をお願いいたしております。これも国庫と同じように、事業費の減額補正によります減額でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。

各項目の2節. 給料、3節. 職員手当等、4節. 共済費につきましては、本町の4月の人事異動によるものがほとんどでございますので、説明を省かせていただきたいと思います。

15ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、5目. 財産管理費でございます。11節. 財産管理費に修繕料として244万2,000円の増額をお願いいたしております。これにつきましては、庁舎の放送設備や玄関前の街頭等の修理費でございます。12節. 役務費にデマンド値監視手数料として新しく10万7,000円をお願いいたしております。これは、庁舎保健センターにおいて電気料金の基本料の基礎数値となります瞬間使用電力の上昇を警告音によって管理者に知らせることによって抑制を図るというものでございます。今回、庁舎だけでなく、各学校、図書館にも同様の予算をお願いいたしているところでございます。

6目. 企画費でございます。8節. 報償費に広報推進検討協議会委員謝礼として新しく8万3,000円をお願いいたしております。これは、「広報きやま」やホームページ等を充実させるための検討協議会委員謝礼でございます。

16ページをお願いいたします。

13節. 委託料に移住定住促進業務委託料として新しく1,800万円をお願いいたしております。これは、地方創生推進交付金事業の認定を目指している事業で、基山町への移住定住を進めるため波及的、効果的な広告やメディアの活用によりまして福岡市圏の近隣性を生かして取り組みを進めるものでございます。

また、婚活支援業務委託料として新しく50万円をお願いいたしております。これは、さが未来スイッチ交付金事業の採択を受けました事業の一つで、婚活パーティーや広告宣伝等の事業を行うものでございます。

次に、移住体験リノベモデル住宅業務委託料として新しく1,400万円をお願いいたしております。これも、地方創生推進交付金事業の認定を目指して現在作業を進めております事業で、低コストで満足度の高い環境を提供するためモデル住宅委託事業を行うものでございます。

15節. 工事請負費でございます。コミュニティバス停留所ベンチ設置工事として新しく1,021万7,000円をお願いいたしております。これは、宝くじの助成を受けてコミュニティバスの停留所にベンチ20基を設置するものでございます。

また、19節. 負担金補助及び交付金にコミュニティ助成事業補助金として240万円をお願いいたしております。これは先ほども申しあげましたように、16区への椅子、テント等の整備への助成でございます。

また、子育て・若者世帯の住宅取得補助金として新しく1,500万円をお願いいたしております。これは、中学生以下の子どもがいる世帯、または夫婦どちらかが40歳未満の世帯の住宅取得に対して補助金を交付するものでございます。

次に、地域活性化支援事業補助金として新しく150万円をお願いいたしております。これは、SGKを支援するためのものでございます。

次に、新婚世帯家賃補助金として新しく450万円をお願いいたしております。これは、町内の民間賃貸住宅に居住し、住民登録をしている新婚世帯に対して家賃補助を行うというものでございます。

17ページをお願いいたします。

13目. ふるさと応援寄附基金費でございます。いわゆるふるさと納税に注力するために4節. 共済費から12節. 広告料までの経費につきまして増額をお願いいたしております。これらの追加となる経費の合計額が200万1,000円となりますので、25節. 積立金にふるさと応援寄附基金積立金からその経費分の減額をお願いいたしているところでございます。

22ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費でございます。13節. 委託料に地域福祉計画策定業務委託料として新しく151万円をお願いいたしております。これは、町

民と行政、福祉事業者等が一体となって地域の福祉を向上させる計画で、今回につきましては、平成30年度以降についての策定でございます。

23ページをお願いいたします。

6目．障害者福祉費でございます。13節．委託料に鳥栖・三養基地区手話奉仕員養成講座業務委託料として新しく65万7,000円をお願いいたしております。これは、歳入のところでも申し上げましたように、鳥栖・三養基地区1市3町で行う手話奉仕員の養成講座の費用でございます。

24ページをお願いいたします。

2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費でございます。8節．報償費に社会福祉士謝金として新しく54万円をお願いいたしております。これは、子育て支援に係るものでございます。また、頑張る多子家族表彰費として新しく10万円をお願いいたしております。これも子育て支援策の一つで、多子世帯を表彰するというものでございます。

次に、13節．委託料に「ようそこ井戸端会議へ！」プロジェクト業務委託料として新しく300万円をお願いいたしております。これは、未就園児を子育て中の母親を対象に、集い語る場や多世代の交流の場を設けていこうというもので、今回の地方創生推進交付金の認定申請に向けて準備を行っているものでございます。

次に、ピカピカの一年生プロジェクト業務委託料として新しく500万円をお願いいたしております。これは、就学前教育から小学校への移行支援を行うものでございまして、これにつきましても地方創生交付金の認定申請を目指しているものでございます。

25ページをお願いいたします。

2目．保育所費でございます。15節．工事請負費に防犯カメラ設置工事として新しく26万円をお願いいたしております。これは、保育園敷地内に防犯カメラ2台、レコーダー1台を設置するものでございます。

26ページをお願いいたします。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費でございます。13節．委託料に妊・産婦相談業務委託料として新しく64万8,000円、2歳児歯科検診委託料として新しく17万4,000円をお願いいたしております。これは、子育て世代包括支援センター事業としてお願いをいたしております。

28ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費でございます。11節. 需用費に修繕料として400万円をお願いいたしております。これは、さが未来スイッチ交付金事業に採択をされました事業で、竹チップきゅう肥の生産量と品質を安定させるため堆肥舎の修理を行うものでございます。補助率2分の1でございます。

13節. 委託料に竹チップきゅう肥成分分析委託料として新しく100万円をお願いいたしております。これも、さが未来スイッチ交付金事業に採択をされました事業で、竹チップきゅう肥販売による事業の自立化を目指すため成分分析を行うというものでございます。

また、19節. 負担金補助及び交付金に産業振興協議会補助金として210万円をお願いいたしております。これも同じく、さが未来スイッチ交付金事業に採択をされた事業で、基山オリジナルの酵母、乳酸菌に継続性、発展性を求めるための基山オリジナル発酵食品群拡大事業を行うものでございます。

次に、さが園芸農業者育成対策事業費補助金として新しく68万8,000円をお願いいたしております。これは、収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など収益性の高い園芸農業を確立するための助成でございます。

また、農業経営力向上試験事業費補助金として新しく40万円をお願いいたしております。これは、歳入のところで説明を申し上げましたように、地域の中心となる経営体の育成、確立のために農業の経営の法人化を支援するものでございます。

21節. 貸付金に基山農業活性化協議会貸付金として新しく570万円をお願いいたしております。これにつきましては、国の補助を受けて基山農山漁村振興交付金事業によりまして地域支援活用対策を行います。基山農業活性化協議会へ所要の事業資金の貸し付けを行うものでございます。

31ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に農業振興協議会補助金として390万円の増額をお願いいたしております。これは、基山PAふるさと応援市場事業等への助成でございます。また、創業支援奨励金として新しく20万円をお願いいたしております。これは、新規創業者への奨励金でございます。1件分をお願いいたしております。

33ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費でございます。11節. 需要費に修繕

料として774万8,000円をお願いいたしております。これは、西長野金丸線の側溝コンクリート蓋修理など道路維持修理の費用でございます。

次に、13節．委託料に橋梁詳細調査・補修設計業務委託料として1,548万8,000円の増額をお願いいたしております。これは、小浦長葉山線ほか12路線の橋梁の詳細調査・補修設計業務でございます。

また、15節．工事請負費に町道舗装補修工事として1,197万2,000円の減額をお願いいたしております。これは、補助事業であります黒谷線、八ツ並線ほか路線の減額2,200万円と、あわせまして長田2号・麦尾1号線等の単独事業の追加分1,028万円を合算しまして、1,197万2,000円の減額をお願いいたしているものでございます。1,197万2,000円の減額と1,028万円の合計額でございます。

また、町道維持・補修工事として233万3,000円の増額をお願いいたしております。これは、弓場下3号線離合所拡幅の工事分でございます。

19節．負担金補助及び交付金に跨線橋（鹿児島本線）橋梁補修事業負担金として新しく630万円をお願いいたしております。これは、JR鹿児島本線をまたぐ跨線橋の3橋につきまして補修事業をJR九州が行いますので、その負担金でございます。

34ページをお願いいたします。

2目．道路新設改良費でございます。13節．委託料に白坂久保田2号線測量設計業務委託料として535万円をお願いいたしております。これは、白坂久保田2号線の水路設計業務でございます。また、三国・丸林線道路改良測量業務委託料として635万6,000円、三国・丸林線道路改良設計業務委託料として607万8,000円の減額をお願いいたしております。これは、国の補助事業の減額となったもので事業費の減額でございます。全額更正でございます。

15節．工事請負費でございます。本桜・城の上線道路改良工事として4,150万円、白坂久保田2号線道路改良工事として5,400万円の減額をお願いいたしております。これも、国の補助事業の減額となった割り当て内示によるものでございます。

37ページをお願いいたします。

9款1項．消防費、2目．非常備消防費でございます。8節．消防費に退職団員退職報償金として398万4,000円をお願いいたしております。これは、消防団退職者への報償金でございます。

38ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費でございます。13節. 委託料に小学校放課後補充学習事業委託料として新しく324万円をお願いいたしております。これは、小学校児童の学力向上のための事業でございます。

39ページをお願いいたします。

2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費でございます。12節. 役務費にデマンド値監視手数料として新しく10万7,000円をお願いいたしております。これは、庁舎で説明をさせていただいたものと同様でございます。

15節. 工事請負費に基山小学校特別支援教室エアコン設置工事として114万5,000円をお願いいたしております。これは、基山小学校の特別支援教室、1教室に2台エアコンを設置するものでございます。また、基山小学校防犯カメラ設置工事として新しく87万円をお願いいたしております。これは、基山小学校の敷地内に防犯カメラ5台、レコーダー1台を設置するものでございます。

2目. 若基小学校管理費でございます。12節. 役務費に基山小学校と同様に新しくデマンド値監視手数料として同額の10万7,000円をお願いいたしております。

次に、15節. 工事請負費に若基小学校特別支援教室エアコン設置工事として95万1,000円をお願いいたしております。これは、若基小学校の特別支援教室、2教室へ合計2台エアコンを設置するものでございます。また、若基小学校防犯カメラ設置工事として新しく97万6,000円をお願いいたしております。これは、若基小学校敷地内に防犯カメラ5台、レコーダー1台を設置するものでございます。

40ページをお願いいたします。

3目. 基山小教育振興費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に新しく英語検定料補助金として7万6,000円をお願いいたしております。これは、子育て支援策の一つとして、英語力向上のため英語検定試験の受験料の補助を行うものでございます。30人分をお願いいたしております。

4目. 若基小教育振興費でございます。基山小学校と同様に、19節. 負担金補助及び交付金に英語検定料補助金として7万6,000円をお願いいたしております。同じく30人分でございます。

41ページをお願いします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費でございます。11節. 需用費に修繕料として162万

6,000円をお願いいたしております。これは、主に小学校の——失礼しました、小荷物専用エレベーターのリフトですね、修理工事で修理費用でございます。

12節. 役務費にデマンド値監視手数料として新しく10万7,000円をお願いいたしております。基山小、若基小と同様でございます。

13節. 委託料に基山中学校校舎大規模改造工事監督員支援業務委託料として209万6,000円の減額をお願いいたしております。また、基山中学校校舎大規模改造工事監理業務委託料として577万7,000円の減額をお願いいたしております。これらは、歳入のところで説明をしましたように、補助事業の採択がなかったことによるものでございます。全額更正でございます。

15節. 工事請負費に基山中学校教室エアコン設置工事として1,140万5,000円、また、キュービクル改修工事として2,857万7,000円をお願いいたしております。これらは、基山中学校の1年生、2年生の普通教室等にエアコンを設置するもので、その際に必要な事前設備の改修をキュービクル改修工事としてあわせてお願いをいたしております。

同じく工事請負費に基山中学校防犯カメラ設置工事として93万7,000円を新しくお願いをいたしております。これは、基山町中学校の敷地内に防犯カメラ5台、レコーダー1台を設置するものでございます。また、基山中学校校舎大規模改造工事として1億7,977万3,000円の減額をお願いいたしております。これは、事業費の全額更正でございます。補助事業の不採択によるものでございます。

2目. 教育振興費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に新しく英語検定料補助金として40万6,000円をお願いいたしております。小学校のところで説明をしましたように、子育て支援策の一つとして、英語力向上のため英語検定試験の受験料補助を行うものでございます。135人分をお願いいたしております。

42ページをお願いいたします。

10款. 教育費、4項. 社会教育費、3目. 文化財保護費でございます。7節. 賃金に作業員賃金として392万8,000円、13節. 委託料に野入遺跡遺構測量業務委託料として625万2,000円、14節. 使用料及び賃借料に機械機具借上料として591万5,000円をお願いいたしております。これらは、歳入のところで説明をさせていただきましたように、野入地区への企業進出の申し出がっておりますので、埋蔵文化財の調査のための経費でございます。

43ページをお願いいたします。

4目．図書館費でございます。12節．役務費に新しくデマンド値監視手数料として10万7,000円をお願いいたしております。庁舎、小学校と同様でございます。

5目．文化振興費でございます。11節．需要費に修繕料として429万4,000円をお願いいたしております。これは主に町民会館の空調関係の設備修理費用でございます。

45ページをお願いいたします。

14款1項1目．予備費でございます。今回、92万3,000円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

議案第30号の補足説明を求めます。安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

議案第30号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

議案書の34ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも112万3,000円の追加をお願いいたしまして、総額を23億6,556万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款2項6目の国民健康保険制度家計業務準備事業費補助金につきましては、84万5,000円をお願いしております。平成30年度からの国民健康保険財政の県単位化に向けて新設をされた国庫補助金でございます。システムの改修費等が補助の対象となります。

4ページをお願いいたします。

9款1項1目の一般会計繰入金でございます。事務費等で27万8,000円の追加をお願いしております。人件費の分でございます。

続きまして、歳出でございます。

5ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目. 一般管理費の13節. 委託料でございますが、国民健康保険システム改修業務委託料として当初予算で頭出しにて計上しておりましたが、業務委託の金額と名称が確定をいたしましたので、当初予算分を減額し、新たに国保事業費納付金等算定標準システムデータ連携業務委託料として84万6,000円をお願いしております。国民健康保険の財政の県単位化が平成30年度より始まりますが、県が各市町の納付金や標準保険料を算定することとなっております。この算定するためのデータを作成するための業務委託料でございます。

7 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目の特定健康診査等事業費の 4 節及び 7 節でございますけれども、人材の確保のために保健師である非常勤嘱託員の賃金の見直しが行われました。以前、保健師としての在職期間が 3 年以上ある方を採用する場合については、前歴換算を 3 年間行うというふうに見直したものでございます。社会保険料に 3 万円の追加、臨時雇賃金に 20 万 2,000 円の追加をお願いしております。

補足説明については以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

議案第31号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第31号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

議案書37ページをお願いいたします。

第2条に定めました平成28年度基山町下水道事業会計予算の業務の予定量を補正いたします。

(4) 主要な建設改良事業、ア 工事請負費500万円を増額し、8,225万4,000円といたします。

第3条 予算第3条に定めました収益的支出の予定額の補正をお願いいたします。

第1款. 下水道事業費用1,271万円を増額し、4億232万1,000円といたします。

続きまして、第4条 予算第4条本文括弧書き中、9,987万1,000円を8,716万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正いたします。

資本的収入及び支出ですが、収入では第1款. 資本的収入2,157万7,000円を増額し、1億2,717万8,000円といたします。支出では、第1款. 資本的支出を886万7,000円増額し、2億

1,433万9,000円といたします。

38ページになります。

第5条 予算第8条に定めました経費の予定額を補正いたします。職員の給与費859万4,000円を増額し、2,734万1,000円といたします。

内容につきまして、別冊、平成28年度基山町下水道事業会計補正予算書に関する説明書で御説明をいたします。

説明書1ページ、収益的収入の補正はございません。

説明書3ページをお願いいたします。1款1項1目、管渠費を6万4,000円を増額をお願いし、956万5,000円といたします。これは、本年度に工事を予定いたします伊勢前地区のポンプの電気料となります。

資料の31ページ、図面のほうをお願いいたします。

1款1項3目、処理場費を713万円の増額をし、1億462万8,000円といたしております。これは、資料による位置を示しておりますが、けやき台処理場ほかの入り口ドア修繕3カ所と処理場及び本桜中継ポンプ場の合わせた4カ所に対する監視通報装置設置修繕費に係るものでございます。

説明書の4ページをお願いいたします。

1款1項4目、総係費を551万6,000円を増額をお願いし、2,354万1,000円といたしております。これは、人事異動に伴う給料及び手当の増と臨時雇賃金によるものでございます。

収益的支出の合計は1,271万円の増額となります。

次に、資本的収入でございます。説明書6ページをお願いいたします。

1款4項1目、基金繰入額を2,157万7,000円を増額をお願いし、5,015万9,000円といたしております。

次に、資本的支出でございます。説明書7ページをお願いいたします。

1款1項1目、下水道整備費、給料、手当、法定福利費の増額をお願いしております。これは、人事異動に伴う増額でございます。

1款1項1目、工事請負費、ニュータウン取りつけ管更新を行いました部分の舗装復旧費として500万円を増額し、8,225万4,000円をお願いしております。

収益的支出と資本的支出、合わせました補正額では2,157万7,000円を増額となっております。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を2,157万7,000円の増額をし、現計予算と合わせて総額6億1,666万円とするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

報告第2号の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明をさせていただきます。

議案書の39ページをお願いいたします。

平成27年度基山町一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成28年度に繰り越しをしておりますので、繰越計算書を別紙のとおり報告をいたします。

議案書40ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書でございます。本年の第1回定例会におきまして繰越明許のお願いをいたしておりました社会保障・税番号制度事業を初めとして、全15の事業につきまして繰越額とその財源内訳を表記させていただいております。繰越事業費の財源としましては、国庫支出金、地方債及び一般財源でございます。表の中ほどの既収入特定財源につきましては、平成27年度中に既に収入をしている財源ですけれども、今回につきましてはその財源はございません。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

報告第3号の補足説明を求めます。阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

それでは、報告第3号 基山町土地開発公社の事業報告につきまして御説明させていただきます。

資料につきましては、平成27年度事業報告書及び決算諸表により御説明をさせていただきます。

報告内容につきましては、要点のみを申し上げますので御了承のほどよろしくお願いいた

します。

まず、1ページをお願いいたします。

理事長の選出を議題といたしまして、理事長の選出につきましては、今回より酒井副町長が理事長となっております。

次に、2ページ、3ページをお願いいたします。

平成27年度におきましては、用地の買収及び売却はございません。

続きまして、4ページから5ページ、6ページにつきましては、後ほどお目通しをいただければと存じております。

7ページをごらんください。

平成27年度基山町土地開発公社の決算について御説明申し上げます。

次ページ、8ページをごらんください。

8ページの1. 収益的収入及び支出でございます。まず、収入の部でございますけれども、決算額の合計348円となっておりますが、これは事業外収益の受取利息でございます。

また、支出の部におきましては、決算額の合計7万2,624円となっておりますが、これは販売費及び一般管理費でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入の部、支出の部、ともにゼロとなっております。

続きまして、10ページをごらんください。

これにつきましては、平成27年度の損益計算書でございます。3の販売費及び一般管理費は7万2,624円、4の事業外収益は受取利息の348円となっております。1の事業収益ゼロ円と4の事業外収益348円を加算した額、計の348円ですね。それから、2の事業原価ゼロ円、3の販売費及び一般管理費7万2,624円、5の事業外費用ゼロ円を差し引きまして、今回の当期損失は7万2,276円となっております。

続きまして、11ページでございます。

平成27年度の貸借対照表でございます。資産の部についてでございますけれども、流動資産といたしまして普通預金、定期預金及び公有用地の計で1億2,319万7,000円、また、2の固定資産として器具備品と減価償却累計の合計1円となっております。したがって、資産の合計は1億2,319万7,001円となっております。

続きまして、12ページをごらんください。

負債の部といたしまして、流動負債としてゼロ円、固定資産として長期借入金8,021万4,000円となっております。負債の合計も同額となっております。

続きまして、13ページでございます。

資本の部でございますけれども、基本金といたしまして150万円、2の準備金でございます前期繰越準備金で4,155万5,277円、当期損失7万2,276円の資本合計4,298万3,001円となり、負債資本合計は1億2,319万7,001円となっております。

次に、14ページでございます。

こちらは、平成27年度キャッシュフロー計算書でございます。キャッシュフロー計算書につきましては、事業活動、投資活動、財務活動によりますキャッシュフローの結果といたしまして、現金及び現金同等物につきましては、その増加額及び減少額を計算いたしまして、それを期首残高に加えたものが期末残高となっております。

内容でございますが、1の事業活動によりますキャッシュフローは7万2,276円の減少となっております。固定資産の取得及び売却はありませんでしたので、投資活動によりますキャッシュフローはゼロ円となっております。また、借り入れや返済にかかる現金の出入りもありませんでしたので、財務活動によりますキャッシュフローはゼロ円となっております。平成27年度の現金及び現金同等物は7万2,276円の減少となっておりますので、平成28年3月31日現在の現金及び現金同等物の期末残高は14万3,276円となっております。

次に、15ページでございます。

こちらは、平成28年3月31日現在におけます基山町土地開発公社の財産目録でございます。まず、1の流動資産につきましては、普通預金14万3,276円、定期預金150万円、(2)の公有用地1億2,155万3,724円で、流動資産計1億2,319万7,000円でございます。

次に、2の固定資産の計でございますけれども、固定資産の計が1円でございますので、資産の合計といたしましては1億2,319万7,001円となっております。

次に、4の固定負債でございますけれども、長期借入金8,021万4,000円となっております。

5.基本金が150万円でございますので、6の差引純財産が4,148万3,001円となっております。

次に、16ページをごらんください。

平成27年度監査報告書でございます。こちらにつきましては、さきの5月13日、当役場の

会議室におきまして平成27年度の基山町土地開発公社の財産の状況及び理事の業務の執行状況につきまして監査が実施されまして、監事より監査報告書をいただいております。

なお、次の17ページ以降につきましては関係資料でございますので、後ほどお目通しいただければと思っております。

以上で平成27年度におけます基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

本日の会議は、以上をもちまして散会いたします。

～午前11時28分 散会～